

門真市型公共柵仕様書

門真市 環境水道部 公共下水道事業課

1. 適用範囲

この仕様書は、門真市（以下「本市」という。）において使用する門真市型公共柵・柵蓋（以下「公共柵」という。）に適用する。（開発行為に関する工事等も含む。）

2. 品質

2-1 外観

公共柵は、その質が密で有害な傷がなく、隙間、クラック等があってはならない。また、柵蓋については平坦でガタツキがないものとする。

2-2 圧縮強度

公共柵に用いるコンクリートの圧縮強度は、出荷時において $25.0\text{N}/\text{mm}^2$ 以上でなければならない。テストピースは、製品と同等養生とする。

3. 形状・寸法・配筋及び寸法の許容差

3-1 形状・寸法及び配筋

公共柵の形状・寸法及び配筋は、別図の通りとする。（柵蓋はバール穴タイプについても準拠すること。）

3-2 寸法の許容差

公共柵の各部の寸法の許容差は、表-1の通りとする。

表-1

(単位：mm)

許容差
内・外径及び高さ
±3

4. 材料

4-1 セメント

セメントは、次のいずれかの規格に適合したもの又は、品質がこれらと同等以上のものでなければならない。

- (1) JIS R 5210 (ポルトランドセメント)
- (2) JIS R 5211 (高炉セメント)
- (3) JIS R 5212 (シリカセメント)

(4) JIS R 5213 (フライアッシュセメント)

4-2 骨 材

- (1) 骨材は、清浄、堅硬、耐久的で、適切な粒度をもち、ゴミ、泥、薄い石片、細長い石片、有機不純物、塩化物などを有害量含んでいてはならない。
- (2) 骨材は、「アルカリ骨材反応抑制対策について」（国土交通大臣官房技術審議官通達、平成 14 年 7 月 31 日）及び「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について（国土交通省大臣官房技術調査課長通達、平成 14 年 7 月 31 日）を遵守し、アルカリ骨材反応抑制対策の適合を確認しなければならない。

4-3 鉄筋・鉄線

- (1) 鉄筋は、JIS G 3112（鉄筋コンクリート用棒鋼）を用いなければならない。
- (2) 鉄線は、JIS G 3532（鉄線）に規定する普通鉄線を用いなければならない。ただし、結束用鉄線は焼きなましてもよい。

4-4 水

水は、油、酸、塩類、有機不純物、懸濁物など、製品の品質に影響を及ぼす物質を有害量含んではならない。

4-5 混和材料

混和材料を用いる場合は、公共樹に影響を及ぼさないものでなければならない。フライアッシュ、膨張材、化学混和剤、防せい剤、高炉スラグ微粉末及びシリカフリューム及びコンクリート用碎石粉を使用する場合は、それぞれ JIS 規格に適合するもの、又は品質がこれらと同等以上のものを用いる。

5. 製 造

5-1 水セメント比

コンクリートの水セメント比は、50%以下でなければならない。

5-2 材料の計量

コンクリート材料の計量はすべて質量による。ただし、水及び液状の混和材は、容積又は、その他の確実な方法で計量しても良い。

5-3 鉄筋の組み立て

鉄筋の組み立ては、結束用鉄線を用い、堅固なものとしなければならない。

5-4 成 形

成形は、金属型枠内に組み立てた鉄筋を入れ、コンクリートを投入し、振動機を用いて締め固めながら行う。尚、スペーサーはこれを使用する場合には、公共柵の品質に有害な影響を及ぼさないものでなければならない。

6. 試 験

コンクリートの圧縮強度試験方法は、JIS A 1108 による。

7. 検 査

7-1 検査項目

検査は、外観、形状、寸法及びコンクリートの圧縮強度について行う。

7-2 外観・形状及び寸法

外観の検査は全数について行う。形状及び寸法の検査は 300 個、又はその端数を 1 組とし、1 組について任意に 2 個の製品を抜き取り 2 個共、表 1 の規定に合格すれば、その組全部を合格とする。

7-3 圧縮強度

コンクリートの圧縮強度の検査は、公共柵の製品に用いたコンクリートの圧縮強度の試験結果によって行い、2-2 の規定に適合しなければならない。尚、1 回の試験結果は、任意に採取した試料で作った 3 個の供試体の平均値で表す。

7-4 工場検査

本市が必要と認めるときは、工場検査を行うことができる。

8. 表 示

公共柵には、次の事項を明記しなければならない。

- (1) 製造業者名又はその略号
- (2) 製造年月日

9. 製造工場

製造工場は、日本工業規格認証取得工場でなければならない。

10. コンクリート技師・コンクリート主任技士

製造工場には製品の製造を管理することができる技術能力のあるコンクリート技師又はコンクリート主任技士が常駐していなければならない。

11. 意 義

以上の事項に該当しない疑義については協議の上決定するものとする。